

自費診療による歯内療法について

1. 歯内療法とバイオセラミック材料

現在、東京歯科大学水道橋病院では、他院では抜歯の可能性が高いと診断された歯に対する保存療法を希望される患者様が非常に多く受診されます。例として、①難治性の根尖性歯周炎の症例、②根管や髄床底に穿孔している症例、③外科的歯内療法が必要な症例、④幼若永久歯の再生療法が必要な症例などがあげられます。文献的には、このような症例に対してバイオセラミック材料の使用によって、治療の成功率が高くなることがすでに分かっています。

バイオセラミック材料の代表例であるMTAセメントとバイオセラミックシーラーなどは、米国のFDAにおいて根管充填剤として使用することを認められており、世界的にも、歯髄保存療法、部分断髄法、根管治療、穿孔修復、逆根管充填、幼若永久歯の再生療法など、多岐にわたって使用されている薬剤です。本剤の使用により、従来の薬剤と比較して良好な結果も数多く報告されています。

しかし、国内においては、バイオセラミック材料は根管充填材として保険治療での使用が認められていないことから、保険適応外となります。

2. バイオセラミック材料を用いた治療の展開

このように使用する材料が治療目的によって保険適応外となることから、その治療に関する費用は患者様の自己負担（自費）となります。昨今の歯内療法学会の潮流を鑑みるとバイオセラミック材料を用いる恩恵は非常に大きく、歯に対する保存治療の範囲を拡大して、患者様の利益に大きく貢献できると考えております。